

第3章 基本理念と基本方針

第1節 基本理念

第6期計画の基本理念は第5期計画を引き継ぐ形で以下のとおりとします。

1 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくり

高齢者が本人の意志により、住み慣れた地域で、自らの経験と知識を活かし、心豊かに、健康で生きがいをもち、安心した生活が送れるまちづくりを目指します。

2 いつでも適切な介護サービスなどが受けられるまちづくり

介護を必要とする高齢者が、本人の希望に応じた介護サービスや各種事業（介護予防・地域支え合い事業、保健事業、地域支援事業）を利用しながら、自立した在宅生活が継続できるまちづくりを目指します。

第2節 基本方針

基本理念に基づき、取り組むべき施策の基本方針を以下の7項目とします。

【高齢者保健福祉計画】

1 健康づくりと疾病の予防 （第4章 第1節）

健康でいきいきとした生活が送れるよう、生活習慣による疾病の予防、閉じこもり等による生活機能低下を防止する生活支援などの介護予防対策を推進します。

2 在宅生活支援の充実 （第4章 第2節）

介護や支援が必要な高齢者に対し、継続した在宅生活が安心して送れるよう、必要なサービスの提供と地域全体が支える体制づくりを推進します。

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳のある生活を継続するために必要となる地域包括ケアシステムの構築をめざし、地域包括支援センターが中心となり、各関係機関と連携を図りながら推進します。

3 保健・福祉施設サービスの充実 (第4章 第3節)

在宅ケアを中心としながらも、施設サービスと連携し、必要な施設サービスを検討しながら充実に努めます。

4 高齢者が活躍できる地域社会の構築 (第4章 第4節)

高齢者の継続的なレクリエーション活動の推進と学習機会等を確保するとともに、地域における生きがいづくりや社会参加を進め、人と人とのつながりを地域活動に生かし、高齢者が様々な分野で活躍できる地域社会を目指します。

5 高齢者にやさしいまちづくりの推進 (第4章 第5節)

社会福祉協議会やボランティアなどによる福祉活動を支援するとともに、居住環境の整備や生活環境が高齢者に配慮されたものになるよう整備を推進します。

【介護保険事業計画】

6 医療・介護等と住民同士の連携による介護予防の推進 (第5章 第1節)

介護予防の取り組みとして、要支援1及び2、その他予防事業が必要な高齢者を対象に「地域支援事業」を実施します。

また、介護予防事業を新たな総合事業として介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業として実施し、介護予防の推進に努めます。

7 介護保険事業の充実 (第5章 第2節)

介護保険事業の普及を図り、高齢者の方が要介護状態になっても在宅生活を継続できるよう、居宅介護サービス提供体制の確保と質の向上を図ります。

また、町内にない介護施設については、広域的に連携を図り、適正な介護サービスを提供できるよう努めます。